

集落活性化支援事業補助金(自治会による住民交流イベント等開催支援)の概要

1 目的

コロナ禍により減少した自治会のコミュニティ活動を活性化させるため、自治会活動の新たな担い手の参画や住民の自治会への加入を促すことを目的とした新たな住民交流イベントの開催を支援することを目的とします。

2 申請対象者 自治会(町内会)または複数自治会

3 補助対象事業

自治会による住民交流イベントの開催事業とし、次の要件を満たすものとする。

- (1)自治会が主催し、その地域内の自治会未加入世帯を含む全世帯が参加可能なイベントであること。
- (2)イベントの主催者の中に、自治会役員未経験者が参画していること。
- (3)これまで実施してこなかった新しいイベントであること。もしくは、これまで実施してきたイベントに新たな企画を追加すること。
- (4)政治または宗教活動を目的とするイベントではないこと。
- (5)営利を目的としたイベントではないこと。ただし、実費程度の徴収は可。
- (6)来年度以降も継続して実施する見込みのあるイベントであること。
- (7)交付決定以降に実施するものであること。
- (8)その他、本事業の目的や要件から適当と認められないイベントでないこと。

4 用語の定義

「自治会役員」とは、会長、副会長、会計、監査、分野別の委員、班長・支部長など自治会の運営を担う方です(総会資料等の名簿により確認ができること)。

5 補助対象経費

住民交流イベントに必要な経費(報償費、旅費、消耗品費、食糧費、原材料費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、委託料、使用料および賃借料、備品購入費、傷害保険料、補助金)とする。ただし、原則として次に該当する経費は対象外とする。

- (1)経常的な維持管理に関する経費
- (2)その他、本事業の用途として適当と認められない経費

6 補助率等

1自治会につき対象経費の1/2以内とし、25万円を限度とします。

7 交付申請の期間 令和5年8月25日(金)～

※市に提出後、申請書を取りまとめて県へ提出します。県から交付決定された自治会が、補助を受けることができます。

※交付決定後、事業着手となります。交付決定前に着手したものについては対象となりませんのでご注意ください。

【問合せ先】 鯖江市総務部市民活躍課
市民主役推進グループ

TEL : 0778-53-2214 FAX : 0778-51-8156
e-mail: SC-Katsuyaku@city.sabae.lg.jp